

消費者行政の体制整備のための意見交換会

2013年10月21日

弁護士 池本誠司

1、国民生活センターの機能・役割

①地方（相談）支援機能：

・地方自治体の消費生活センターの相談処理の機能を質的に支援する。

⇒相談支援（直接相談を含む）、紛争解決手続（ADR）、商品テスト、相談員・職員研修、相談員資格付与、情報分析・提供等の業務。

②第一次的情報分析機能

・相談情報を現場の問題意識に基づいて迅速に集約・分析する。

⇒直接相談を自ら実施することにより、最新の情報と現場の問題意識を共有することができる。

③問題提起機能

・消費者庁・消費者委員会に対し、施策対応を問題提起する。

⇒第一次的情報分析の結果を消費者庁・消費者委員会に提供するとともに、必要に応じて、情報分析担当者が消費者庁の法執行・企画立案・司令塔機能の部署や、消費者委員会の提言機能の担当部署に参画する連携が求められる。

2、国民生活センターの体制のあり方

（1）基本的な方向性

①消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）6頁

「国民生活センターは、国の（消費者行政の）中核的实施機関として、消費者相談（国民生活センターへの直接相談や消費生活センターから持ち込まれる困難事案の解決支援）、相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充する・・・。」

②当意見交換会の中間整理（平成25年7月23日）（参考資料2）

「消費者行政の充実・強化のためには、国民生活センターが果たしている役割の重要性に鑑み、同センターの各機能の充実・強化が必要。これまでの見直しにより、国民生活センターの機能が低下しており、早急な回復が必要。」

「国民生活センターの在り方については、今後の独立行政法人制度改革の

動向を踏まえつつも、同センターの各機能の一体性を確保し、それぞれの機能を維持・充実すべく、消費者行政の推進の視点に立った検討が必要。」

(2) 独立行政法人改革の中での組織・体制のあり方

(ア) 独立行政法人見直し閣議決定（平成22年12月7日）

- ①「国民生活センターの直接相談は廃止」
- ②「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本の見直しと並行して、・・・、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。」
- ③これに先立ち、相模原研修施設を国庫に返納

(イ) その後の議論

- ①国民生活センターのあり方の見直しに係るタスクフォース（平成23年8月26日取りまとめ）
- ②国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議（平成23年12月7日中間取りまとめ）
- ③国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会（平成24年8月22日報告書）
「国民生活センターの各機能（相談、研修、商品テスト、情報の収集・分析・提供、裁判外紛争解決手続など）を一体として一つの機関に集める。」
『国民生活センター』という名称を持った機関とする。」
「独立性を法的に担保した『特別の機関』として、消費者庁を移行先とする」
⇒独立行政法人改革の方向性が見通せない中で、やむを得ない次善の策

(ウ) 現在の判断枠組みと方向性

- ・平成24年1月20日閣議決定を当面凍結
- ・独立行政法人通則法改正案は廃案

①独立行政法人改革に関する中間的整理（概要）（参考資料3）

- ・「独法本来の趣旨（行政本体：企画立案部門、独法：実施部門）に立ち返り、スリム化・効率化。」
⇒地方の相談機能を質的に支援する業務。
⇒相談処理の柔軟性を確保するには、行政本体よりも独法が適切
- ・『「民でできることは民で」の視点を貫徹。」
⇒地方消費者行政の質的支援機能は、民間では実施困難であり、国の消費者行政の一翼としての位置付けが必要。

<方向性>

- ・国民生活センターは、独立行政法人改革の判断枠組みから解放され、独法の位置付けで充実・強化することが可能ではないか。

②国民生活センターの業務の今後のあり方

A) 消費者行政職員研修の抜本的強化

⇒相談員研修は増えたが、職員に対する固有の研修カリキュラムが決定的に不足している。

B) 消費者行政のプロパー職員の養成

⇒消費者庁・消費者委員会・地方自治体の職員が、国センの相談現場等を経験する人事交流の拡充が必要。

C) 相談現場としての質の強化

⇒国センの直接相談の拡充が必要

D) 相談員・職員研修の基盤の強化

⇒相模原研修施設の利用再開が必要